

第4章 実施計画

基本目標 I

子どもの伸びる力を支える

- ①子どもの権利の周知と理解
- ②子どもの生きる力の育成に向けた
取り組みの充実
- ③次世代を含む若い世代へ、子どもを
生み育てることの意識啓発
- ④子どもの健全育成に関する取り組みの充実
- ⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

① 子どもの権利の周知と理解

平成 19 年 4 月、志免町では“子どもを成長過程にある人として認め、支え、さらに子どもを見る視線や子どもの理解のしかた、興味を持って関わる姿をイメージして”作成された「志免町子どもの権利条例」を施行しました。

平成 25 年度調査によると、子どもの権利条例の認知度は、保護者、中学生、高校生世代で過半数となっていますが、小学生では約 4 割とやや低くなっています。また、内容を知っている人はいずれの年代でも 1 割弱から 2 割弱程度となっており、条例の内容が十分に周知されてない状況です。

今後は、「子どもの権利条例」第 16 条第 1 項に基づく行動計画を作成し、子どもの権利を守るまちづくりを推進します。また、子どもの権利についての正しい理解を広めるため、ホームページや広報への掲載をはじめ、パンフレットの配布等を行い、意識啓発の取り組みを進めます。また、「子どもの権利相談室」において、子どもや保護者からの相談に迅速できめ細かな対応を図ります。

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	「志免町子どもの権利条例」に基づく行動計画を策定し、子どもの権利相談室、子どもの居場所づくり等を推進していきます。	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。	子育て支援課

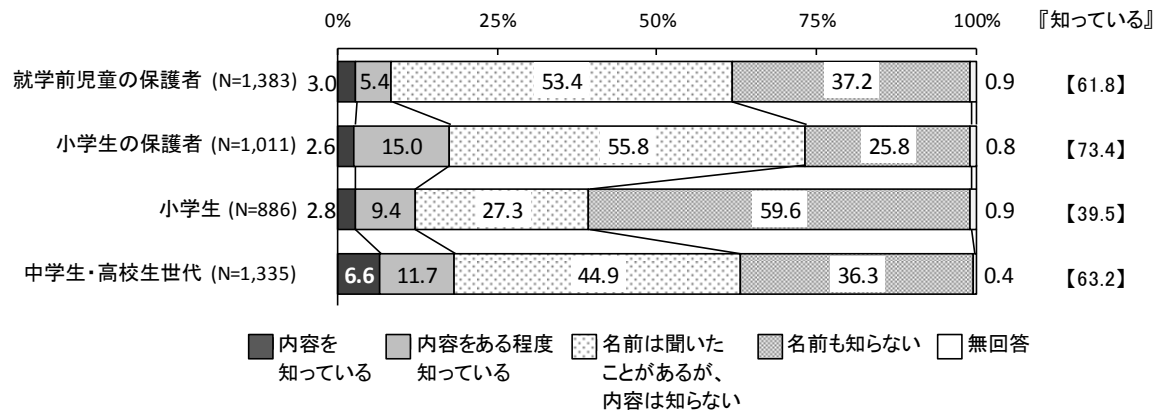
(2) 子どもの権利相談の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施	心の教室や教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、母と子の心の相談、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 地域交流課 健康課 福祉課 総務課

【参考データ】

■ 「子どもの権利条例」の認知

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生、中学生・高校生世代)



② 子どもの生きる力の育成に向けた 取り組みの充実

志免町では「誰もが輝く 住みよいまち」の実現に向けて、教育においては「未来の担い手と共に育つ」ことを基本目標におき、社会の変化に主体的に対応しながら、自らの生き方を創り出していく町民の育成を目指しています。そのため、「人間性」「創造性」「社会性」「国際性」を育成することを基本目標とし、年度ごとの主要施策を定め、志免町小・中学校及び関係機関・団体と連携し、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実な施策の推進に努めています。

平成 25 年度調査によると、携帯電話やスマートフォンの所持率は、中学生で 8 割弱、高校生世代ではほぼ 100% となっています。また、小学生で平日に携帯電話を使う時間が「なし」とする回答が前回より約 20 ポイント減少するなど、携帯電話等の利用が広がっています。また、平成 24 年度に実施した「志免町男女共同参画社会に関する町民意識調査」によると、「男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯などの技術を身につけさせる」に「賛成」と回答する割合が前回より大幅に増加しています。

小・中学校においては、総合的な学習の時間等を活用し、多様な体験活動を通じた豊かな人間性を育む教育を進めます。また、子どもたちがメディアと適切に接する力を養成するメディアリテラシーに関する学習を推進します。さらに、子どもの主体的な進路選択が性別の違いによって妨げられないよう、また、子どもが学校において指導を受ける際に、性別に関わりなく能力を生かせるように配慮するとともに、家族や育児、食に関して学ぶ機会を充実します。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
5	総合学習における子どもの福祉・職場体験等の充実	小・中学校で、総合的な学習の時間等の中で、福祉体験活動や職場体験活動を実施し、子どもの多様な体験活動を充実します。	学校教育課
6	メディアリテラシー教育の充実	小・中学校における道徳や学級活動で、情報モラルに関する指導内容を年間カリキュラムに位置づけてメディアの情報を読み解く力の学習指導に取り組みます。	学校教育課
7	学校教育における男女平等教育の推進	人権教育の視点に立ち、道徳・学級活動で男女共同参画の大切さ等について学習指導します。また、社会科の歴史や公民で基本的人権について指導します。	学校教育課

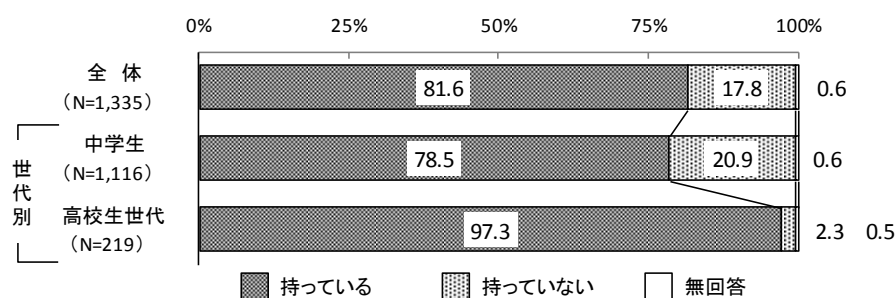
事業番号	事業名	内容	担当課
8	家族や育児について学ぶ機会の拡充	小・中学校における道徳や家庭科で家族のあり方、家族の役割や仕事について学習指導します。また、生活科では家族の役割と手伝いについて体験的に学ぶよう指導します。	学校教育課
9	学校教育における食に関する学習機会の充実	家庭科や総合的な学習で食育に関する学習指導等、学習機会の充実を図ります。また、日常的に学校栄養士が食に関する指導を行います。	学校教育課 健康課

(2) 子どもの体験活動の充実

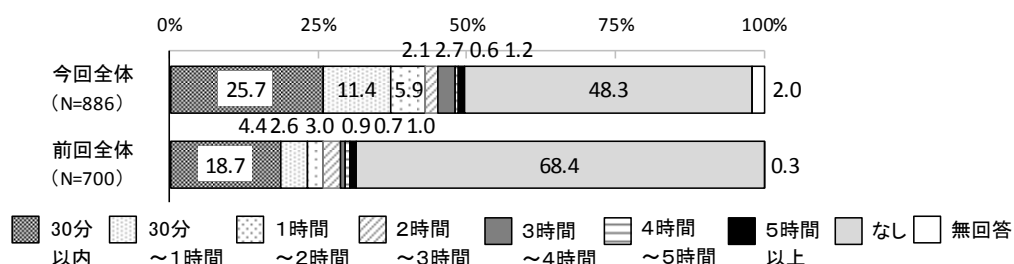
事業番号	事業名	内容	担当課
10	休日や長期休暇における子どもの異年齢交流の促進	生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実します。	社会教育課 地域交流課
11	異文化交流事業の実施	子どもたちに異文化に触れる機会を提供するため、町内在住の外国人等の協力を得ながら、交流の機会を提供していきます。	地域交流課
12	学校施設等を活用した子どもの活動支援	学校の余裕教室や校庭等を活用し、多様な活動・体験ができるような支援を図ります。また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室の整備を検討します。	子育て支援課 社会教育課

【参考データ】

■携帯電話等の所持（中学生・高校生世代）



■携帯電話等の使用時間（小学生）



③ 次世代を含む若い世代へ、 子どもを生み育てることの意識啓発

思春期という時期は、健全な社会人として成長し、将来、親となるための準備段階として非常に重要な時期にあたります。「性教育」は、本来、「命」の尊さや大切さを理解し、男女の人間関係や、人間の生き方を学習するものであり、次世代の親となるための心身の成長を期して行われることが大切です。

平成 25 年度調査によると、自分の健康の状況について中学生・高校生世代では『健康』とする割合が前回よりやや増加したものの、小学生で「つかれがち」が 24.2%と前回の 17.0%より増加しています。また、小さい子どもの世話をする経験として、保育園や幼稚園に行って世話をしたり遊んだりしたことがあるという中学生が前回調査に比べて減少しています。

学級活動や道徳、保健の時間などを利用し、専門家や関係機関の協力を得ながら思春期教育における心と体の教育の拡充を図ります。また、学校での職場体験学習やボランティア活動等を通して乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、次代の親となる意識の醸成に努めます。

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充

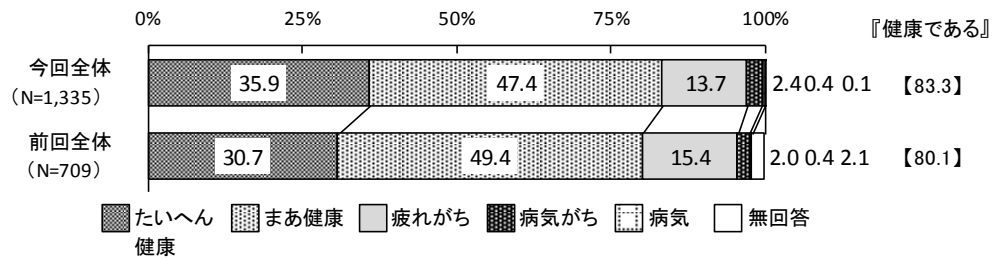
事業番号	事業名	内容	担当課
13	思春期教育の充実	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等と連携して教育を行います。	学校教育課 健康課
14	健康教育の充実	小・中学校の保健の時間や特別活動での学習を中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。	学校教育課

(2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

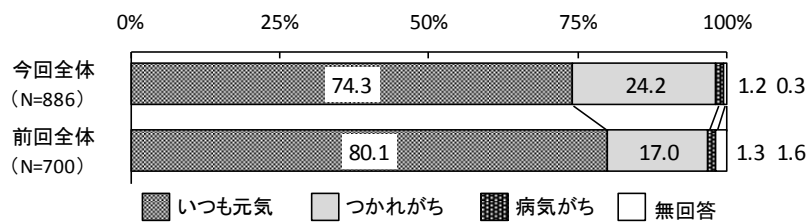
事業番号	事業名	内容	担当課
15	中・高校生が子どもとふれあう機会の提供	職場体験や保育園・幼稚園等との交流を通し、中・高校生が子どもとふれあう機会を提供します。	学校教育課 子育て支援課

【参考データ】

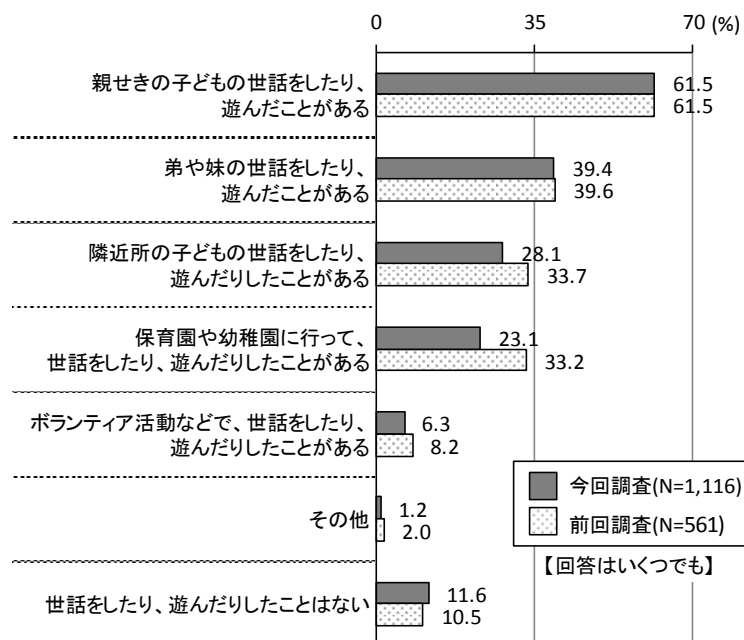
■健康の状況（中学生・高校生世代）



■健康の状況（小学生）



■子どもの世話をしたり遊んだりすること（中学生）



④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

現在、いじめや不登校等、子どもをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

平成 25 年度調査によると、「学校へ行きたくない」と感じる割合は、小学生で 17.0%、中・高校生では、1 週間のうちに毎日あるいは数回程度そのように感じる人が 20.8%となっています。また、いじめられた経験がある人は小学生で 13.3%、中学生で 6.9%、高校生世代で 2.3%おり、中学生でやや数値が改善したものの、志免町においても子どもをめぐるさまざまな問題に対する取り組みは重要な課題であるといえます。

まずは、子どもが一人で問題を抱え込まないよう、教育相談室等の相談窓口の情報提供や機能の充実を図るとともに、子どもへの周知に努めます。また、ひきこもりや不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや相談員の派遣により対応を充実していきます。その際、子どもの立場に立つことを第一とし、関係機関、団体への働きかけに努めます。

非行等の問題を抱える子どもや家庭に対しては、地域ぐるみでの取り組みも必要です。学校間及び関係機関との連携を強化し、また、志免町保護司会や志免町青少年問題協議会、民生・児童委員などによる子ども自身および保護者への支援を進めます。

(1) 子ども・青少年相談窓口の充実と情報提供

事業番号	事業名	内容	担当課
16	教育相談機能の充実	教育相談室において、来室相談、電話相談、訪問相談を随時受け付けます。	学校教育課
17	子どもへの情報提供の拡充	ホームページや広報の活用、パンフレット等を作成し、子どものための相談窓口についての情報を子どもに周知します。また、周知方法について検証を行い、その結果に基づいた改善を進めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実

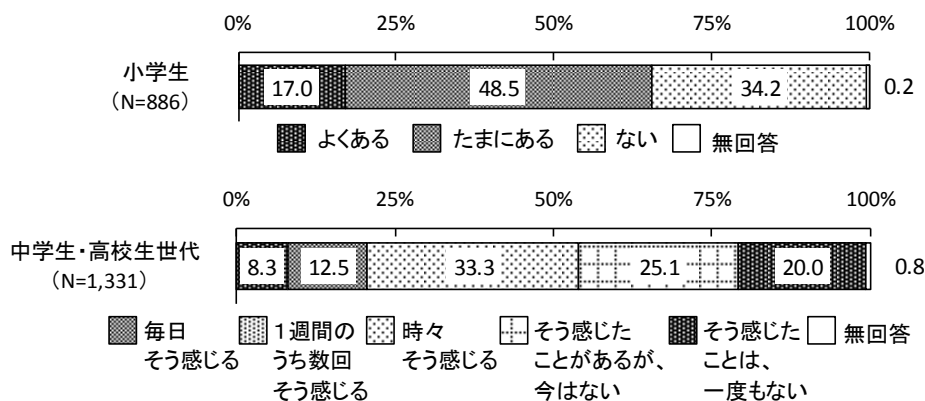
事業番号	事業名	内容	担当課
18	ひきこもり及び不登校への対応	各中学校の「心の教室」へ相談員を派遣し、適応指導教室ではNPO法人との連携により不登校の生徒への学習支援、心的支援を行います。また、ヤングサポーターを家庭、学校、リリーフへ派遣する等、対応の充実を図ります。	学校教育課
19	子どもの視点に立った関係機関の連携強化	町教育相談室のスクールソーシャルワーカーが子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。	学校教育課

(3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

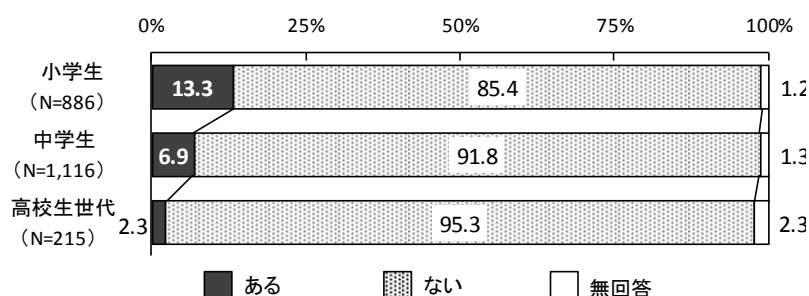
事業番号	事業名	内容	担当課
20	学校における関係機関の連携による支援体制づくり	町内全学校と教育相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事が参加する生徒指導委員会を開催し、小・中学校間の連携を図ります。また必要に応じて関係各機関との連携を図ります。	学校教育課
21	子どもの立ち直り、保護者の子育て支援における関係機関の連携の充実	志免町保護司会や志免町更生保護女性会、志免町青少年問題協議会等で情報交換を行い、子ども自身および保護者への支援を充実します。	福祉課 社会教育課

【参考データ】

■学校に行きたくないと感じること（小学生、中学生・高校生世代）



■いじめられたこと（小学生、中学生・高校生世代）



⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

障がいや発達に遅れがみられる子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの多様なニーズに応じた乳幼児期からの一貫した相談体制の充実が求められています。障がいの早期発見と療育を充実して、障がいのある子どもの発達を支援していく取り組みが重要です。また、障がいのある子どもにとって、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」の育成は大きな課題の一つです。

また、子どもの権利として大切だと思うこととして、保護者、小学生、中学生・高校生世代のいずれにおいても、5割から6割台の人が「障がいのある子どもが差別されないうで、みんなと一緒に暮らせること」と回答しています。

障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが互いを認め合い、可能性や能力を発揮できるよう、障がいに関する正しい理解を深めてもらうため、町民に向けた意識啓発を進めます。また、母と子の心の相談事業等をはじめ、療育に関する相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子の早期発見および支援に努めます。

保育園や幼稚園、小・中学校での障がいのある子どもの受け入れを充実していくため、関係機関と連携した早期発育支援や発達段階に応じた特別支援教育を進めます。また、福祉創造塾「ふれあいの部屋」をはじめ、町内のボランティア団体等との連携を図り、障がいの有無にかかわらず、子ども同士が日常的に交流を図れるよう取り組みを進めていきます。

(1) 療育・相談体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
22	療育に関する相談体制の充実	こども発達センターの専門員が、障がいのある子どもや保護者に対して適切なアドバイスを行います。また、保育園・幼稚園・学校での状況を把握し、保護者への精神的支援の充実を図ります。	福祉課
23	療育における関係機関の連携強化	診断から早期発見、リハビリテーション、社会的自立にいたる一貫した取り組みを進めるため、医療機関や障がい者施設等の関係機関との連携を図ります。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康課

(2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
24	障がいのある子どもへの早期発見、早期発育支援	発達に関する個別相談や子育て教室で経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と早期発育支援を行います。また、こども発達センターの専門員が保育園等を訪問し、子どもやスタッフへの支援を行います。	健康課 福祉課
25	障がいに関する保育園、幼稚園等の情報交換の促進	発達障がいへの理解を深めるため、障がい児保育指導員を配置し、保育園や幼稚園等を巡回し、担任・スタッフ等と情報交換や意見交換をして子どもと保護者への支援体制の充実を図ります。また、保育士等に学習の機会を提供します。	子育て支援課 福祉課
26	障がい児保育の充実	保育園、幼稚園における障がい児保育の充実を図り、統合保育のなかで共に歩む力が身につくよう努めます。	子育て支援課

(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
27	発達段階に応じた教育の充実	全小・中学校に特別支援学級を、南小・西小・東中に通級教室を設置しています。また、特別支援学級には、必要に応じて学級補助員を配置します。計画的に発達段階等による個々のニーズに応じた指導を行うよう努めます。	学校教育課
28	通常学級における対応の充実	通常学級で配慮の必要な児童生徒に対して学校全体で対応するため、特別支援教育コーディネーターが研修を行い、また障がい児指導教育支援学級補助員を配置して充実を図ります。	学校教育課
29	学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進	各学校において、人権教育推進計画に沿った教育を実施します。南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」での日常的な交流をはじめ、児童と障がい者の交流の機会を設けます。	学校教育課
30	学童保育における障がいのある子どもの受け入れ	特別支援学級や療育機関と連携をとり、受け入れ体制を整備します。加配指導員を配置し、安心して安全な保育ができる環境整備に努めます。	子育て支援課

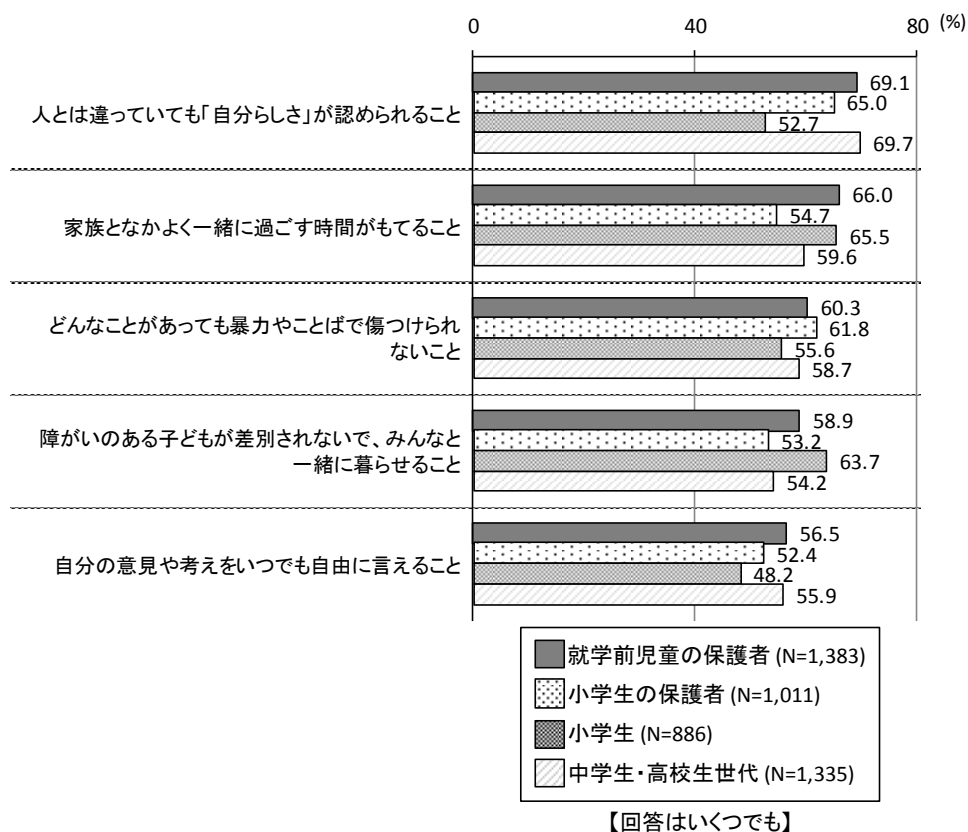
(4) 社会参加、交流活動の推進

事業番号	事業名	内容	担当課
31	障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発	町民に向けた障がいに関する正しい理解を広めるため障がい者週間をはじめあらゆる機会をとらえ意識啓発を進めます。また、授産施設の製品展示を実施します。	福祉課
32	障がい者と児童の日常的な交流の促進	南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」への児童の訪問や手伝い、また運動会、遠足、集会、終業式等の学校行事への障がい者の参加など、児童と障がい者との日常的な交流を促進します。	福祉課 学校教育課
33	配慮を必要とする子どもの地域での活動支援	障がいや慢性疾患等を持った子ども、ケアを要する子どもが地域の中でさまざまな活動に参加し、生活体験ができるような支援を図ります。	福祉課

【参考データ】

■子どもの権利として大切だと思うこと<<就学前児童の保護者の上位5項目>>

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、小学生、中学生・高校生世代)



基本目標 II

安心して子育てができるよう 子育て家庭を支援する

- ①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実
- ②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- ③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援
- ④男女がともに子育てに参加することができる環境整備

① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

子どもを育てる家庭が心安らかに子どもと向き合うためには、子どもの健康が維持できる環境、病気やけがの時に適切に対応できる環境、発達に障がいがある場合に早期に療育に取り組める環境などが保障される必要があります。

平成25年度調査によると、就学前児童の保護者の悩みとして「子どもの病気や発育・発達に関すること」が2番目に、「子どもの食事や栄養に関すること」が3番目に高くなっており、特に子どもの年齢が低いほど、子どもの健康や栄養に関する不安を抱えています。

乳幼児健康診査時に保護者の相談に対応する等、乳幼児の健康診査の充実に努めます。また、健康診査を受けていない家庭に対しては、保育士等が訪問するなどして各家庭の実情にそった支援を行っていきます。

健康診査の結果、発達について対応が必要な場合は適切な機関と連携し、保護者とともに早期に療育に取り組むよう努めます。また、子どもの健康維持の観点から予防接種についての情報提供を充実させます。小児救急医療については広域での各医療機関の連携を維持していきます。

マタニティ教室等、妊産婦やパートナーへの学習機会を提供するとともに、乳児家庭全戸訪問に加え、未熟児・低出生体重児等への訪問支援を実施するなど、安心して快適な出産・育児への支援に努めます。

(1) 健康診査・予防接種の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
34	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健康診査、相談の充実に努めるとともに、未受診者等、特に対応が必要な親子に対しては訪問指導等により保健指導を拡充します。	健康課
35	健康診査後のフォロー体制の充実	関係機関との連携を図り、心理相談や教室での経過観察等健康診査後のフォロー体制をより充実して、早期治療や指導に努めます。	健康課
36	予防接種に関する正しい理解の促進	予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、育児相談の場や広報、ホームページ等を活用して行います。	健康課

(2) 医療体制の充実

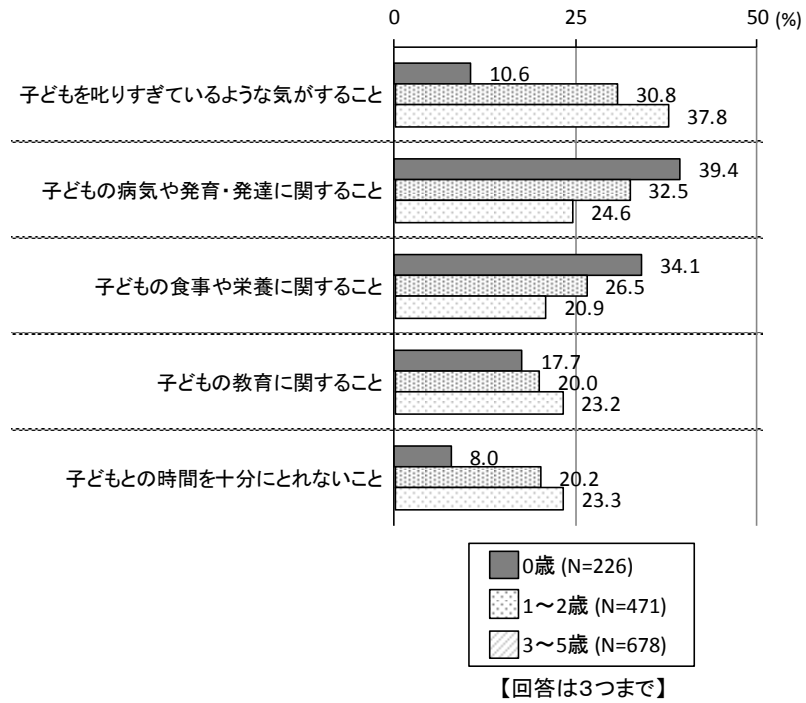
事業番号	事業名	内容	担当課
37	広域での地域医療体制の維持	医師会や消防署等関係機関の連携により迅速な対応ができるよう、糟屋地区での在宅当番医や夜間休日の二次救急医療等の医療体制を継続していきます。	健康課
38	乳幼児・子ども医療費助成の継続	乳幼児と児童の医療費自己負担軽減のために、就学前児童は入院・通院を、小学生では入院について助成しています。今後も助成制度の維持に努めます。	住民課

(3) 安心快適な出産・育児への支援

事業番号	事業名	内容	担当課
39	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付、訪問、健診時での個別相談やマタニティ教室等を活用し、情報提供の場の強化や子育てに向けた仲間作りの支援に努めます。	健康課
40	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	マタニティ栄養教室等、食に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。	健康課
41	妊婦健康診査	妊婦健診受診の補助を行い、経済的負担を軽くして、妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産に臨めるよう支援します。また、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	健康課
42	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行い、親子の状況を把握し、子育て支援情報の提供とともに適切なアドバイスの提供に努めます。	健康課
43	養育支援訪問	継続して訪問指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対し、保健師・助産師・保育士が訪問し、養育に関する指導と助言を行い、家庭での適切な養育を支援します。	健康課
44	妊婦・未熟児等育児支援訪問	支援が必要な妊婦及び未熟児・低出生体重児を持った産婦等に対して、早期からの訪問を継続的に行うことで不安の軽減を図ります。また親同士の交流の場を設け、子どもの状態を肯定的に受け入れながら子育てできるように支援します。	健康課
45	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	子育て支援課

【参考データ】

■子育てに関する悩み《上位5項目》（就学前児童の保護者）



② 家庭への子育てに関する情報提供と 相談体制の充実

現在、核家族化の進行により、子どもとふれあう機会があまりないまま親になる人が増えている状況がみられます。平成25年度調査によると、志免町における子育て世代は核家族世帯が大半を占めており、また、祖父母が近くに居住している割合もそれほど高くありません。そのため、子育てに関する情報や支援を得られる親族が身近にいない家庭も多いものと思われまます。

また、子育ての不安や負担を感じる人が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに6割程度を占めており、子育ての精神的負担や不安を緩和、軽減することが重要な課題となっています。親が子どもとしっかりと向き合いながら適切に対応するためには、子育てに関する情報を得やすくする提供の工夫や、子どもの育ちについての実践的な学習機会の提供とともに、いつでもどんなことでも気軽に相談できる窓口があることが重要です。

志免町では、里帰り出産や出産後まもなく転入した場合でも、子育てに関する情報が伝わるように関係各機関と連携を図っています。また、掲示板や回覧板、インターネットの活用など多様な情報提供の手段を用意し、地域の公民館を利用して親同士が情報を交換できる場を提供しています。今後も、これらの取り組みを拡充するとともに、志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子育て家庭が孤立することなく、適切な情報が得られるよう支援していきます。また、子育て講座等の実施に際しては、利用者のニーズに合ったものとなるよう配慮するとともに、父親や親子での参加もしやすいような内容を検討します。

相談体制としては、気軽に相談できる窓口としての「子育てほっとライン」の設置をはじめ、虐待防止ネットワークや子どもの権利相談室、子どもの権利救済員制度により、問題解決まで支援する体制を充実します。

(1) 情報提供の機会の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
46	子育て支援に関する情報提供の拡充	母子手帳交付時等に相談や健康診査の情報を記載したリーフレット等を活用し、保護者への情報提供を行います。また、里帰り出産や転入時等のさまざまな機会にも、子育て情報を提供するよう取り組みを進めます。	健康課 子育て支援課
47	多様な手段を活用した情報提供の拡充	広報や子育てパンフレット、町内回覧板、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、町民による子育て情報の発信に対して支援を行います。	子育て支援課 健康課

事業番号	事業名	内容	担当課
48	子育て支援センターの設置	志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2) 学習機会と内容の充実

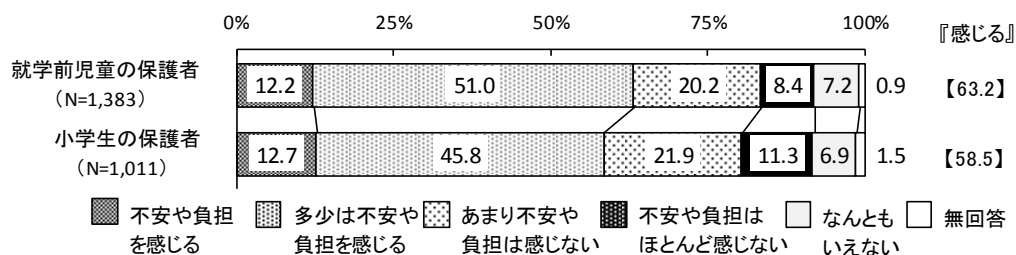
事業番号	事業名	内容	担当課
49	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容については参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	子育て支援課
50	栄養に関する学習機会の提供	「食育講座」の中で、乳幼児の保護者に対し、食に関する子育ての悩みや調理に対する苦手意識の解消、子育てする親の食生活の見直しの機会を提供します。また、乳幼児健診や子育て相談の機会を活用した親子の栄養に関する情報提供を図ります。	健康課
51	地域における食に関する学習機会の充実	食生活改善推進会の地域教室をはじめ、より多くの人に参加できるように身近な公民館、集会所等で学習会等を開催し、学習機会の充実を図るとともに、子育て中の親子が気軽に参加できるよう工夫します。	健康課

(3) 子育てに関する相談体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
52	子育てほっとライン等による相談の充実	子育て中の保護者の悩みや相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。	子育て支援課
53	相談者への支援体制の充実	必要関係機関で情報を共有し、相談者に対して継続的な指導、援助等を行い、問題解決まで支援する体制を充実します。	子育て支援課 学校教育課 健康課

【参考データ】

■子育ての不安や負担（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



③ 援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援

近年、母親か父親どちらかだけというひとり親家庭が増加しています。子育てしながらの就労などで経済的負担や精神的負担がより大きくなる状況にあるなかで、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するために、子育てや生活の支援、就業支援や経済的支援が必要となっています。

平成25年度調査によると、就学前児童の保護者で「ひとり親家庭」の割合は5.7%、小学生の保護者では12.9%となっており、子どもの年齢が高くなるほど、ひとり親家庭が増加している現状があります。また、就学前児童の保護者で子育て支援として「子育てにかかる費用負担の軽減」を求める人は71.7%と最も高くなっており、経済的な負担の軽減が求められています。

子育てに関して日常悩んでいることとして、「子どもを叱りすぎている」と感じている人は就学前児童の保護者で30.9%、小学生の保護者では26.3%となっており、ともに上位にあがっています。特に、父親の育児が不足しているとする人で叱りすぎではという悩みを抱えている傾向がみられ、子育ての孤立化が懸念されます。

子育て家庭などの経済的負担を軽減させるために、国の制度である児童手当や児童扶養手当の周知を行い、医療費については、就学前児童の入院費・通院費、小学生までの入院費の軽減は今後も継続していきます。また、ひとり親家庭に対しては、一時的に生活援助が必要な際に生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する事業の周知を図り、負担の軽減に努めます。

虐待を防止するために、援助を必要とする家庭に対しては関係各機関と連携し、支援していきます。

(1) 経済的支援事業等の周知

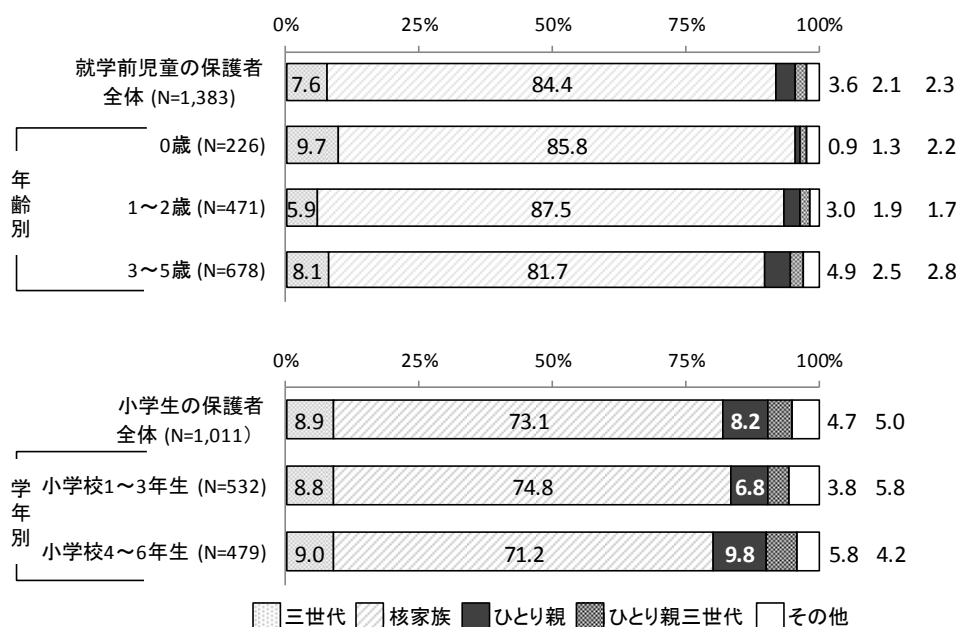
事業番号	事業名	内容	担当課
54	児童手当等の周知	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等については、ホームページ、広報等を通じて制度の周知徹底を行います。	子育て支援課

(2) 援助を必要とする家庭への支援

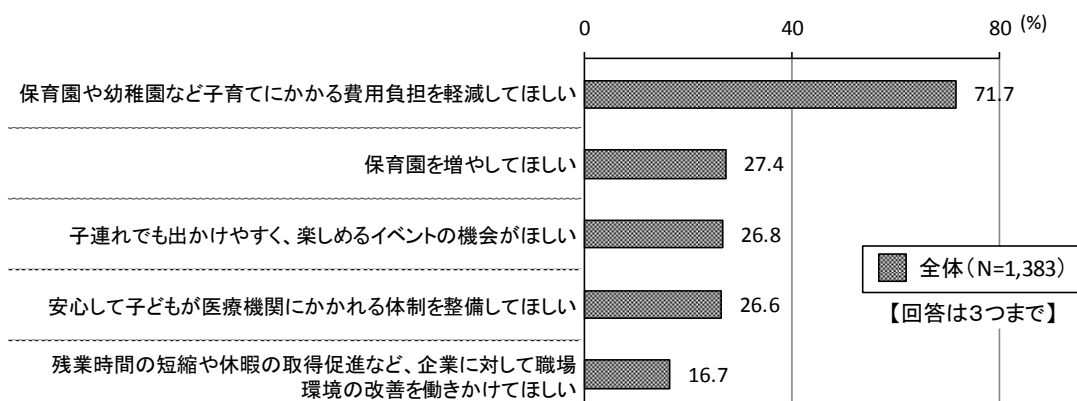
事業番号	事業名	内容	担当課
55	虐待防止等への対応に向けた関係機関の連携強化	虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。また、月1回の関係各課による実務者会議や年2回の志免町虐待等防止ネットワーク会議を実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 地域交流課
56	虐待・養育困難についての情報提供の充実	虐待・養育困難に対応する相談機関について、カードを配布して情報提供を行います。また、通報の義務や虐待としつけの違い等については広報やホームページに掲載し町民への理解を図ります。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課
57	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。	子育て支援課

【参考データ】

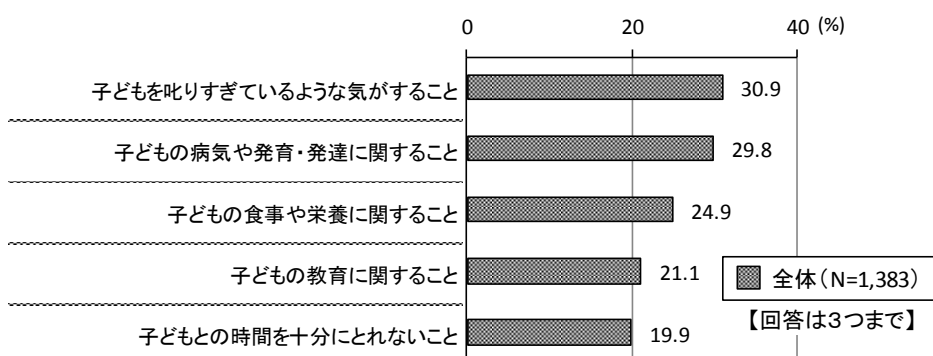
■ひとり親家庭（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



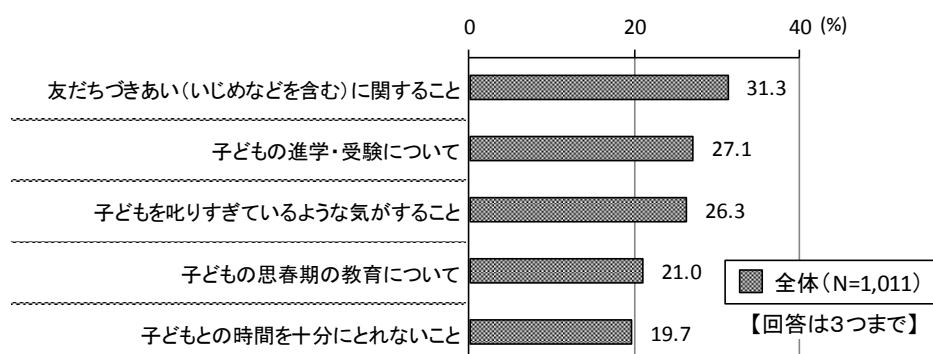
■行政に望むこと《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■子育てに関する悩み《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■子育てに関する悩み《上位5項目》（小学生の保護者）



④ 男女がともに子育てに参加することができる環境整備

父親が子育てに関わることは、母親の子育てへの不安を軽減するだけでなく、男性自身の人間的成長につながります。子育ての喜びを家庭で共有できるように、男女が子育てに共同参画する環境を整えていかなければなりません。

平成 25 年度調査によると、家庭での子育てを主に行っている人として、「父母ともに」が就学前児童の保護者で 47.7%、小学校児童の保護者で 54.1%となっている一方、「主に母親」という回答もそれぞれ 50.8%、42.9%となっており、家庭での子育てが母親にやや偏っています。一方、父親が子育てに関わっていると評価している母親ほど育児の不安や負担感が小さい傾向がみられ、父親の育児参画の重要性がうかがえます。

また、平成 24 年度に実施した「志免町男女共同参画社会に関する企業・事業所意識調査」によると、就業規則などに育児休業制度の規定がない事業所が 5 割を超えています。また、福岡県の事業である「子育て応援宣言登録制度」「子育て応援の店」の認知度も低い値にとどまっています。

男女平等に関する意識の醸成にあたっては、男性と女性がともに家庭生活に責任をもつよう意識の啓発に努めます。男性が主体的に子育てに関わるような意欲を高める講座や気軽に参加しやすいイベントを企画し、開催する曜日や時間にも配慮します。企業や事業主に対しては、育児休業制度等に関する情報提供や啓発を推進するとともに、「子育て応援宣言登録制度」「子育て応援の店」についても周知に努めます。

(1) 男性の子育てに関する意識啓発

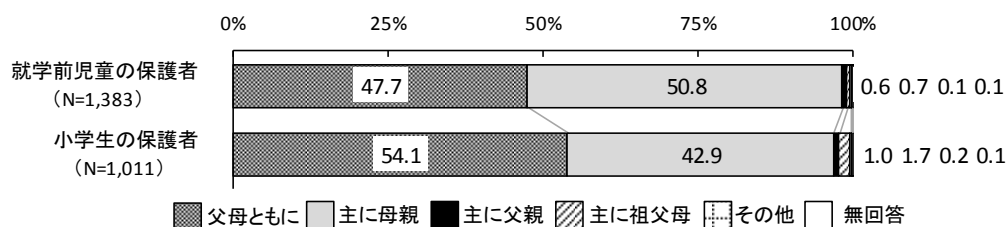
事業番号	事業名	内容	担当課
58	父親が参加しやすい子どもや子育てに関して学ぶ機会の提供	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進めます。	子育て支援課
59	父親が参加しやすいイベントの充実	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような仕組みづくりを検討します。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮します。	全課

(2) 企業・事業所への意識啓発

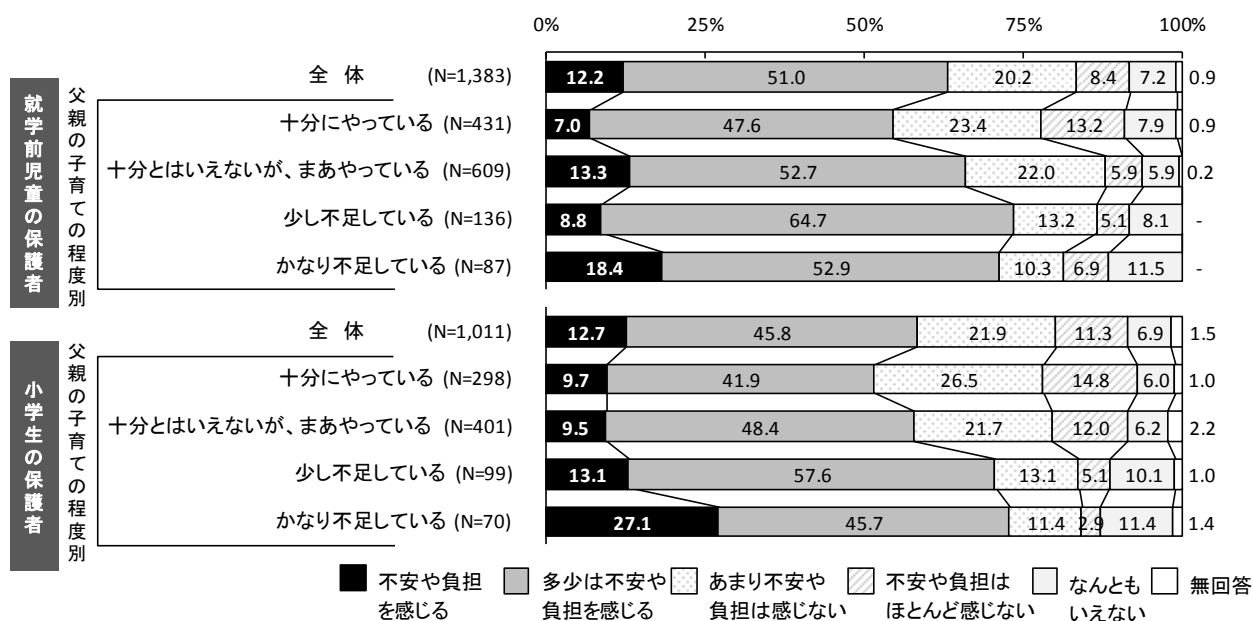
事業番号	事業名	内容	担当課
60	育児・介護休業制度の活用の浸透促進	企業や事業所に向けて育児・介護休業等の労働に関する法制度に関する情報提供を行います。	地域交流課
61	県事業「子育て応援宣言企業登録制度」「子育て応援の店」の周知	福岡県が実施している「子育て応援宣言企業」登録制度について、町の広報やホームページでも紹介し登録を促す等、事業所における子育て支援の推進を図ります。また、「子育て応援の店」推進事業についても周知を図ります。	地域交流課 子育て支援課

【参考データ】

■家庭での子育てを主に行っている人（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



■子育ての不安や負担（就学前児童の保護者、小学生の保護者）



基本目標 **Ⅲ**

家庭と社会参画の両立を 支援する

- ①就業に関する情報と学習の場の提供
- ②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

① 就業に関する情報と学習の場の提供

「子ども・子育てビジョン」では「目指すべき社会への政策4本柱」の1つとして「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」が掲げられています。平成25年度は、育児休業法（現育児・介護休業法）施行後10年を迎えており、子育てしながら働き続けるための環境を整備するために、これまで法改正を重ねてきました。また、県においても、「子育て応援宣言企業」に登録している企業からは、従業員の子育てを支援した結果「仕事の効率化が進んだ」「長期ビジョンを持って仕事にあたる女性社員が増え、戦力化に繋がった」などの報告がなされています。

しかし、いまだに働く女性のうち出産後も就労を継続する女性は4割程度にとどまっています。男性の育児休業取得者の割合も2%で推移しています。

平成25年度調査でも、就学前児童の母親で就労している比率は53.9%で、父親の育児休業の取得率は1.7%しかありません。一方で、就労していない母親のうち就労希望がある母親は71.0%となっており、再就労支援の取り組みが大きな課題といえます。

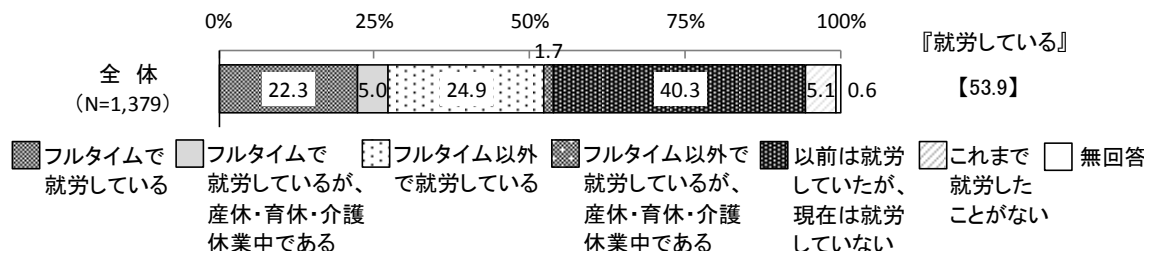
志免町では、生涯学習館を中心として、子どもをもちながら女性も仕事を続けたり、結婚や子育てのためにいったん仕事を辞めた女性が再就職したりするための情報や学習の場を提供しています。これらの就労支援のための情報が必要な人に確実に届くようホームページを活用するなど工夫し、学習内容も充実させていきます。また、男性が育児休業を取得しやすい就労環境、女性が出産後も就労を継続できるような就労環境の整備について法や制度、ワーク・ライフ・バランスのメリットについて、町内の事業所に最新の情報を発信していきます。

（1）就業に関する情報と学習の場の提供

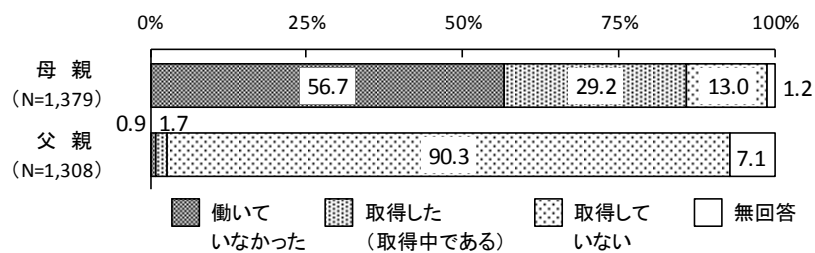
事業番号	事業名	内容	担当課
62	就業に関する情報提供の充実	ハローワークの情報チラシを、窓口カウンターに配置し、問い合わせに対して他機関の情報の提供を行う等、情報提供の充実に努めます。	地域交流課
63	就業や再就職に関する支援事業の充実	技能の習得や仕事と家庭生活の両立等について学習する講座を実施し、女性の就業や再就職に向けて支援します。県主催の講座も含めて講座等についての周知を図ります。	地域交流課

【参考データ】

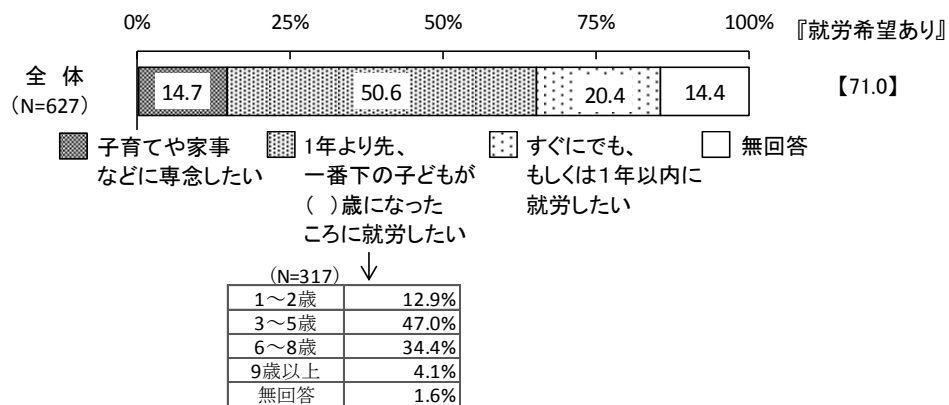
■母親の就労状況（就学前児童の保護者）



■育児休業取得状況（就学前児童の保護者）



■働いていない母親の就労希望（就学前児童の保護者）



② 教育・保育事業や学童保育等 支援体制の整備

近年、女性の就労継続は経済成長の観点からも重要な政策課題として促進されてきました。実際、『平成24年版働く女性の実情』（厚生労働省）によると、この10年で女性の労働力率は増加傾向にあり、特に「25～34歳」の既婚女性では約10ポイントと大きく上昇しています。今後も、共働き家庭の増加は見込まれており、子ども・子育て支援制度では、多様な保育需要に対応するために、幼稚園等の活用を図るとともに、延長保育や休日保育等を整備することが求められています。さらに、小学生においては学童保育が実態に合わないために母親が子どもの入学時に就労を中断する、「小1の壁」問題の解決を図るよう、学童保育の拡充も求められています。

平成25年度調査では、平成20年度調査と比べると就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加し、就労していない母親が減少しています。また、3歳を超える就学前児童ではほとんどが保育園か幼稚園を利用しており、これらの施設の教育的影響も大きいことがわかりました。現在就労していない就学前児童の母親で、今後の就労を希望している人も一定数おり、学童保育はさらに需要が増すことが推測されます。さらに、日常的にも緊急の場合にも子どもを預ける親族や知人のどちらもない家庭も15.6%にのぼっていました。

男女がともに働きながら子育てをするために、子どもを安心して預けられる場所の需要はよりいっそう高まることは確実です。その一方で、すべての家庭を支援するという観点から、自宅で子どもを養育している場合においても保護者が安心して預けられる一時的な保育の整備も必要です。

志免町においては、子どもの最善の利益を尊重しつつ、父親と母親がともに就労している家庭を支援するために、延長保育、病児・病後児保育、学童保育など多様な保育サービスを充実していきます。教育・保育の質の向上に向け、保育所保育指針等を踏まえ、保育・教育に携わる職員の研修等を実施していきます。また、施設に預けずに家庭で子育てをする保護者が孤立しないように地域で交流したり、子どもを一時的に預けたりできる子育て支援サービスを充実していきます。

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
64	施設型教育・保育事業の充実	教育・保育の量の確保と質の向上、地域の子育て支援の充実を図ります。延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育を継続し、施設型教育・保育事業については、需要に応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
65	地域型保育事業の充実	小規模保育事業や事業所内保育事業など利用者のニーズに応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
66	幼児期の教育・保育の質の向上	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進めます。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。	子育て支援課
67	幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保	保育士の適切な人員確保に努め、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課
68	幼児期の教育・保育に関する施設や設備等の整備	財政状況等を勘案し、保育に関する施設の改修や設備等について整備を進め、保育環境の充実に努めます。	子育て支援課
69	地域住民の子育て参加の拡大	地域住民が子育てに参加する機会を充実します。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実します。	子育て支援課

(2) 学童保育の充実

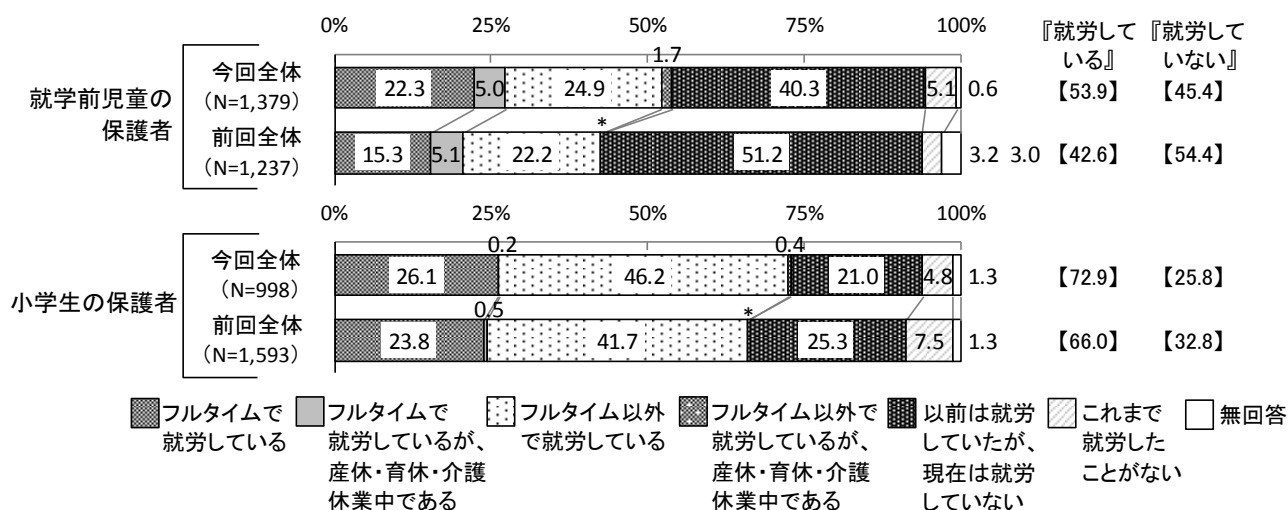
事業番号	事業名	内容	担当課
70	学童保育に関わる指導員の研修の実施	指導員に向けた様々な研修の開催を通して、資質向上と養成を推進し、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課
71	学童保育の充実	利用者のニーズを把握しながら、学童保育の内容の充実および対象学年の拡大について検討します。	子育て支援課

(3) 乳幼児一時預かり等の実施

事業番号	事業名	内容	担当課
72	乳幼児一時預かり保育の充実	一時預かり保育利用者のニーズを把握し、保育園、幼稚園等での一時預かり保育の充実に努めます。	子育て支援課
73	託児事業の実施	町主催の講座・講演会等においては、託児(有償)の実施に努め、保護者が参加しやすいよう配慮します。	全課
74	子育てサポート事業の充実 (ファミリー・サポート・センター)	「子育てサポートセンターしめ」の事業目的や運営の特徴について、広報等を活用した情報提供を行うとともに、会員数の動向や援助活動の現状を踏まえ、子育てサポート事業の充実に努めます。おねがい会員、まかせて会員を増やし、援助活動を充実させます。	子育て支援課

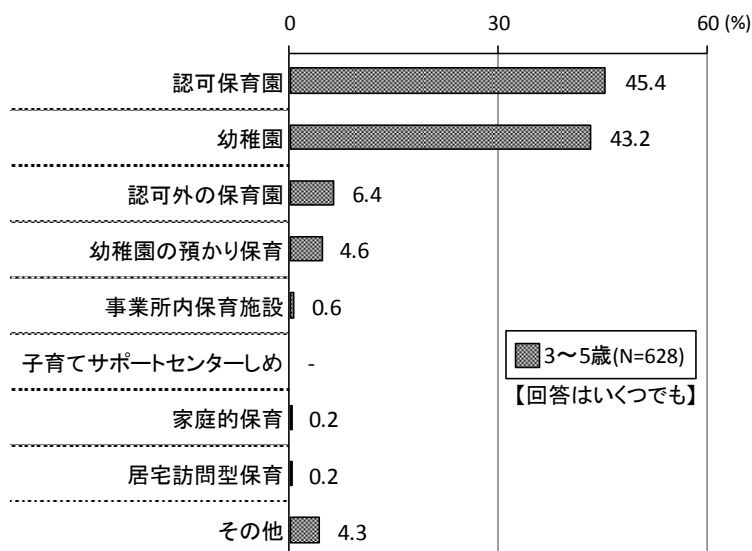
【参考データ】

■母親の就労状況（就学前児童の保護者、小学生の保護者）

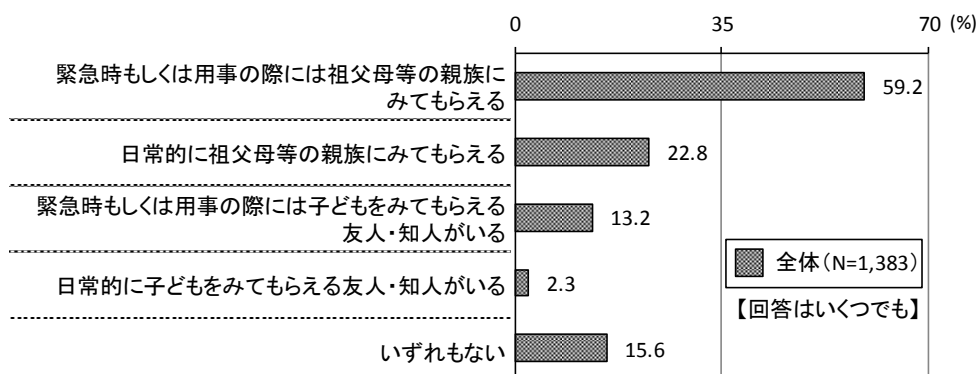


*前回調査では「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の項目なし

■利用している保育・教育事業（就学前児童の保護者<3~5歳>）



■日頃子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童の保護者）



基本目標 **IV**

子どもの視点に立った 地域社会をつくる

- ①子どもの視点に立った地域支援体制
づくりの促進
- ②子どもの年齢に応じた居場所づくり
- ③地域全体での子育て支援の充実
- ④子どもの安全・安心の確保

① 子どもの視点に立った地域支援 体制づくりの促進

母親の子育ての負担感の増大には、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行に伴い、身近な場で相談できる相手がないことや社会からの疎外感が背景にあることが指摘されてきました。「子ども・子育てビジョン」においては、地域子育て支援拠点事業を重点化して5年が経過し、今後、実施形態を多様化していくこととしています。

また、子どもは地域社会の一員であり、家庭、地域、学校が、ともに地域をつくる存在として子どもを認め、協働して活動する環境を整えることも重要です。

平成25年度調査では、子どもの年齢が低いほど「子育て広場」や「にじいろポケット」の利用を希望する保護者の割合が高くなっています。また、就学前児童の保護者で、子育てサークルなど自主的な活動に参加している人の割合は高くはありませんが、現在参加していないが今後参加したい人は34.2%に上っています。さらに、就学前児童の保護者の4分の1以上が「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」と回答しています。地域の行事等への参加状況では、子ども会などの活動は中高生世代の76.5%が体験しており、小学生は地域行事に63.5%の参加経験があります。多くの子どもが子ども会や祭り等のイベントを通じて関わりをもっている現状がみられます。

志免町では、子育てサークル活動や子ども会活動、子ども会育成会活動等、地域を拠点とした子どもと保護者の活動が継続的に行なわれており、町は、これらの活動の自主性を尊重しながら場所の提供や活動助言などの支援をしてきました。今後とも支援を充実するとともに、活動の活性化を促進していきます。

(1) 地域での子育て支援活動の充実

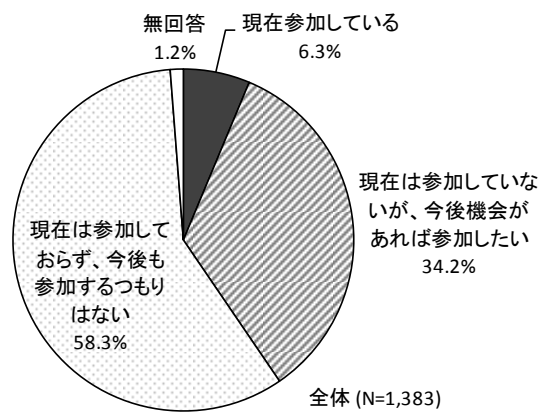
事業番号	事業名	内容	担当課
75	子どもや保護者が参加しやすいイベントの充実	子どもの権利フェスタや子育て広場等の子どもやその保護者が中心となるイベントを充実します。また、子育て支援団体との協働事業でプレーパーク等を開催します。	子育て支援課
76	子どもや子育てサークルの活動の支援	公共施設(シーメイト)での子どもや子育てサークルの活動に対して施設利用料の減免等支援を行います。また、地域の施設などについて利用しやすいよう施設開放を関係機関に働きかけ、自主的な活動の促進に努めます。	子育て支援課 福祉課 社会教育課
48	子育て支援センターの設置(再掲)	志免町総合福祉施設「シーメイト」内に子育て支援センターを設置し、子どもと保護者の交流や体験・学習の場や子育て等についての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2) 子ども会育成会への支援

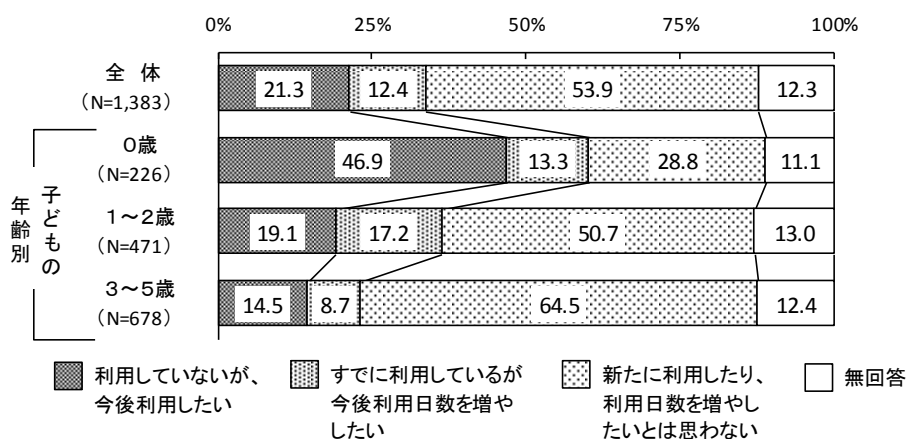
事業番号	事業名	内容	担当課
77	子ども会育成会における交流促進	志免町子ども会育成会連絡協議会の指導者研修会等において、情報交換・相互交流を行い、育成会の現状や問題点について意見交換を図ります。	社会教育課
78	子ども会育成会の自主的活動の支援	志免町子ども会育成会連絡協議会の自主的活動を促進するために、情報交換や活動助言等の支援を継続します。	社会教育課

【参考データ】

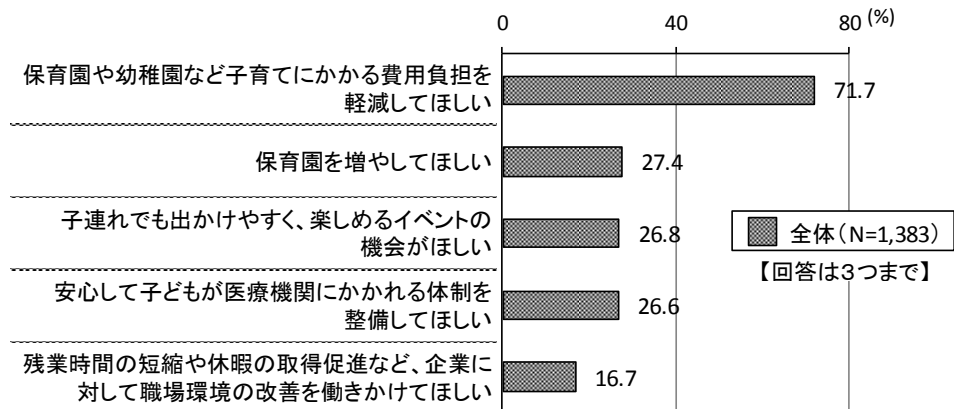
■自主的活動への参加（就学前児童の保護者）



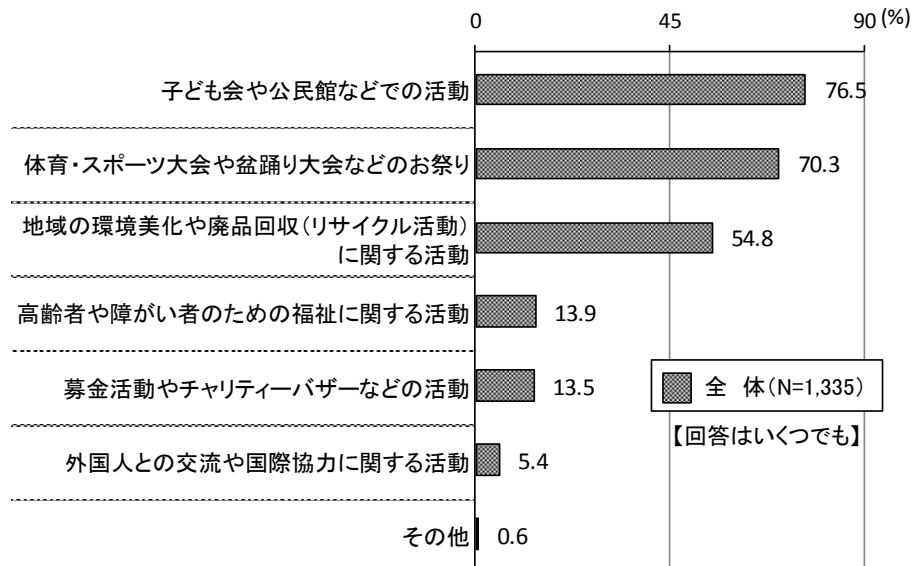
■子育て支援事業の今後の利用希望（就学前児童の保護者）



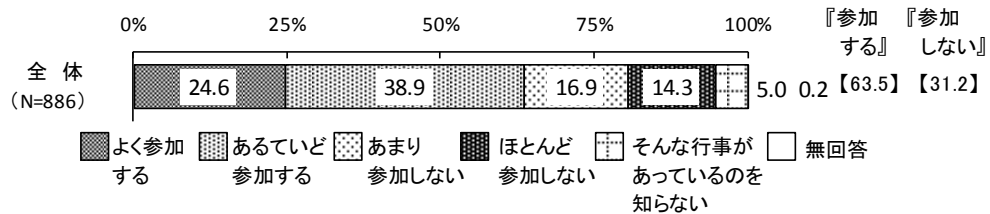
■行政に望むこと《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■参加したことがある活動（中学生・高校生世代）



■地域活動への参加状況（小学生）



② 子どもの年齢に応じた居場所づくり

子どもが育つ環境は、家庭を拠点として年齢が高くなるにつれ、地域社会、保育園・幼稚園、学校、各種の公共施設と広がっていきます。子どもは、自分を取り巻く環境の中で多様な体験を重ねて学習し、成長していきます。また、子どもは家庭、学校など身近で慣れた場所では、よりいっそう自主性を発揮して活動します。子どもの健やかな発達のために、年齢に応じて親子が安心して遊べる環境の整備が重要です。

平成 25 年度調査では、近所の遊び場について感じる事として「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」が就学前児童、小学生の保護者ともに上位 2 項目で、平成 20 年度調査と同じ結果となっています。また、自由時間を過ごすのにあつたらいい場所として中学生では「体を思いきり動かすことができる場所」が約 7 割にのぼり、「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」を中学生・高校生世代の約 5 割が希望していました。

志免町には、自然を満喫できる公園としては平成の森公園があり、親子でバーベキューやキャンプをすることができます。小学生が自分の足で行ける身近な公園として街区公園が町内にあります。親子で自由に遊べるプレールームとして、総合福祉施設「シーメイト」内に「にじいろポケット」があり、多数の親子が利用しています。

今後は、公園や図書館、小・中学校など子どもにとって身近な公共施設が、気軽に訪れる心地よい居場所となるよう、充実させていきます。

(1) 子どもの居場所づくり

事業番号	事業名	内 容	担当課
79	子どもの遊び場の充実	気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また、町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくり(プレーパーク等)に努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。	子育て支援課 福祉課
80	公園の整備と活用	子どもやその他の利用者が公園を安全・安心に利用できるよう、遊具や施設の維持管理を行います。	生活環境課
81	公共施設における居場所の拡充	乳幼児と保護者が自由に集える場や中高生世代が気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めます。また、子どもの居場所「リリーフ」を継続していきます。	子育て支援課

(2) 保育園、小・中学校の地域開放

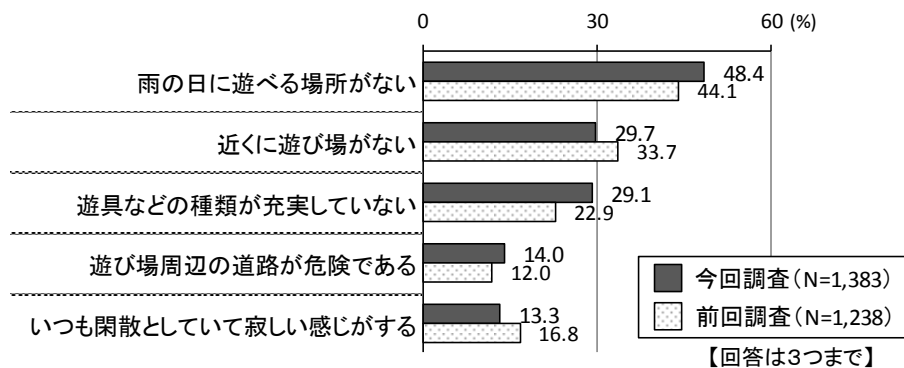
事業番号	事業名	内 容	担当課
82	学校開放事業の実施	次世代間の交流を促進するため、地域子どもたちが安全に遊べる場として町内の小・中学校での「学校開放事業」を継続していきます。	社会教育課
69	地域住民の子育て参加の拡大(再掲)	地域住民が子育てに参加する機会を充実します。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実します。	子育て支援課

(3) 町民図書館等の充実

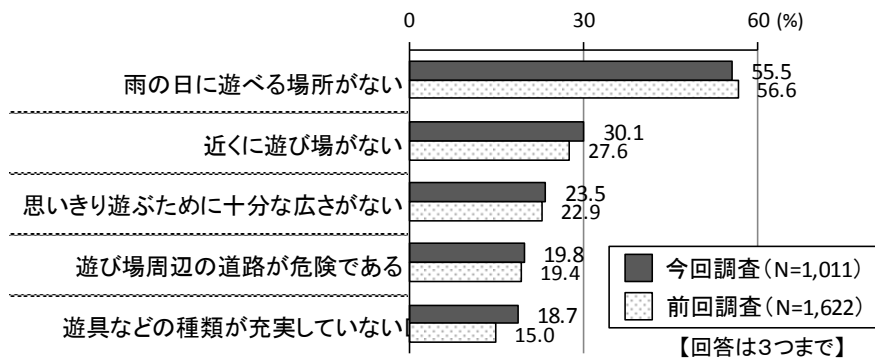
事業番号	事業名	内 容	担当課
83	子どもが利用しやすい町民図書館等の充実	町民図書館等を子どもがさらに利用しやすくなるよう、設備の整備や事業の充実を進めます。	社会教育課
84	子どもを対象とした事業の子どもへの情報の発信	「としょかんまつり」や「夏休み工作室」「一日図書館員」講座等により、図書館を身近に感じる取り組みや、読書の楽しさの理解を深める取り組みを充実していきます。	社会教育課
85	図書館ボランティアの育成	「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館だけでなく、学校や公民館等の他施設での活動を行う、図書館ボランティアを育成します。	社会教育課
86	保護者や家庭に向けた読書啓発の推進	読書により子どもの心を育てる意識が持てるよう、読書啓発のチラシの設置や絵本リストの配布、絵本講座の開催等、常に子どもと関わる保護者や家族に向けた取り組みを進めます。	社会教育課
87	子どものための図書の充実	子どもが求める図書をいつでも提供できる魅力ある書架となるよう、所蔵図書の見直しや点検、子どもの読書傾向の把握を行い、図書の充実を図ります。	社会教育課

【参考データ】

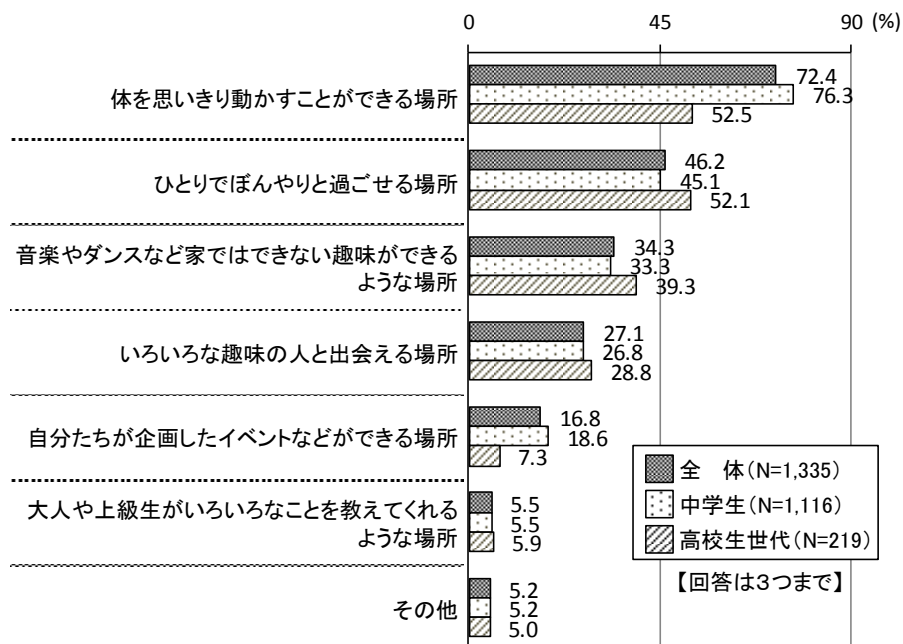
■遊び場について感じていること《上位5項目》（就学前児童の保護者）



■遊び場について感じていること《上位5項目》（小学生の保護者）



■あればいいと思う場所（中学生・高校生世代）



③ 地域全体での子育て支援の充実

次代の社会を担う子どもの健やかな成長は社会全体の願いです。地域社会においても地域で育つ子どもは地域全体の希望であり、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を高めなければなりません。また、町全体を大きな地域社会としてとらえると、子どもたちが将来自分の育った土地として愛着を感じる故郷と思えるよう、町民、行政、事業所などが一体となって子育て支援に取り組む必要があります。

平成 25 年度調査によると、子どもの権利として大切なこととして、「学校でのことやまちづくりに参加できること」と回答したのは、小学生 31.6%、中学生では 32.6%、高校生世代で 19.2%となっています。

今後とも子どもや子育て家庭の視点で施策を策定するために、町の計画策定や施策を検討する段階で子ども自身や子育てをする家庭の意見を取り入れる機会を拡充していきます。また、子どもに関わるボランティア活動を継続させ、退職した男性なども対象にさらなる人材発掘につとめ、子育ての喜びを住民で分かち合えるような活動を充実します。その基盤づくりとして、地域が子どもの健全な育成に重要な役割を果たすことを地域住民が共通で理解できるような学習機会を提供していきます。

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加

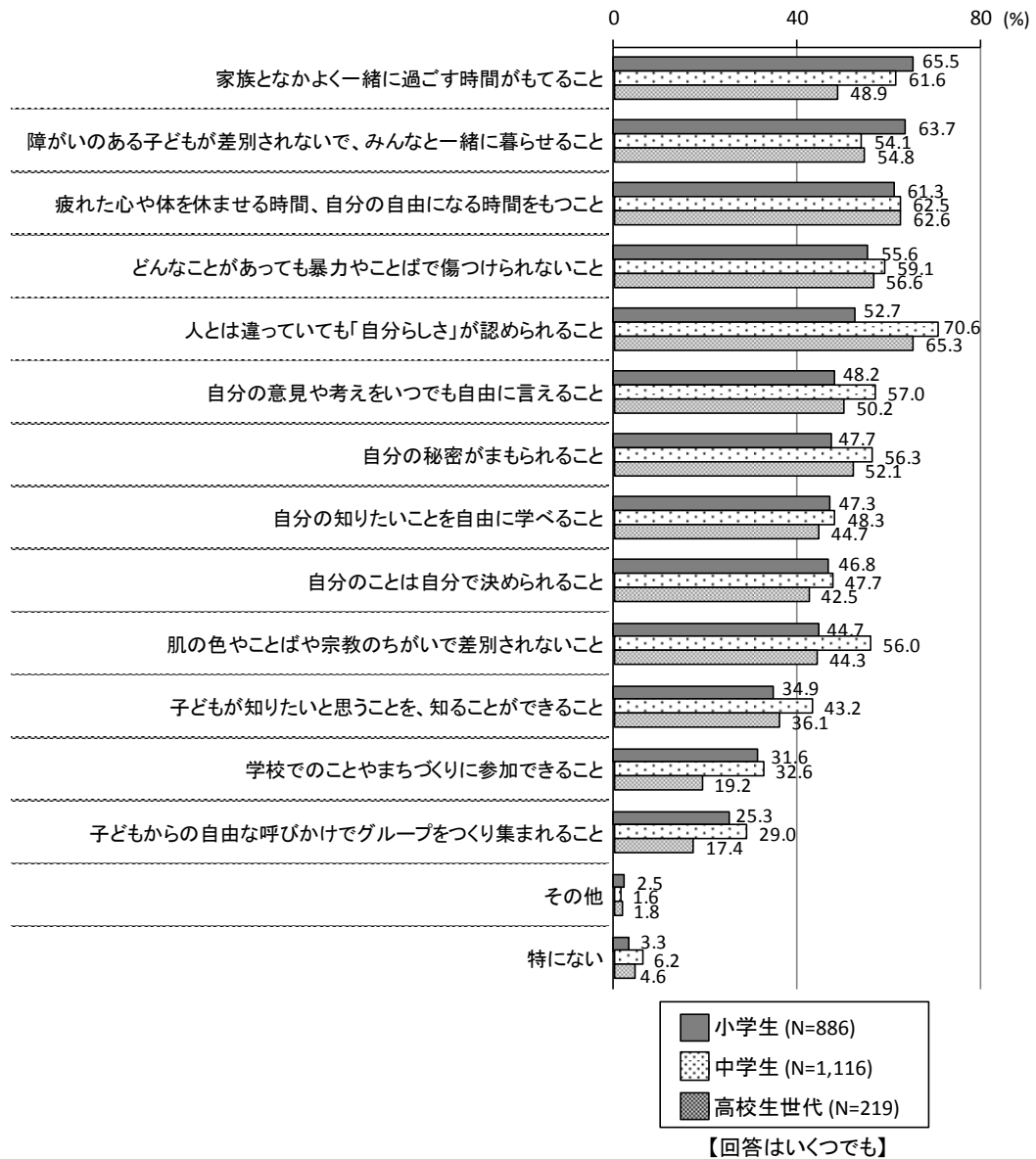
事業番号	事業名	内容	担当課
88	計画段階からの子どもや子育て世代の参加促進	子どもや子育て中の保護者、子育てに関わる人の意見や要望が町の施策に反映されるよう、アンケート実施や計画段階からの各種委員会等への参加促進等、意見を表明する機会を積極的に拡充します。	全課

(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

事業番号	事業名	内容	担当課
89	子育てに関するボランティア団体の活動支援	「子育て支援センター」や「まちづくり支援室」を拠点として、子育てに関するボランティア団体の設立相談や活動支援、団体の育成に努めます。	子育て支援課 地域交流課
90	地域における子どもに関する学習機会の充実	子どもに関わる活動を行っている人等、広く町民に関心を持ってもらうため、子どもの生活の現状や地域社会での子育ての必要性等について子育て講座等を開催し、学習する機会の充実を図ります。	子育て支援課

【参考データ】

■子どもの権利として大切なこと（小学生、中学生・高校生世代）



④ 子どもの安全・安心の確保

子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境のなかで子どもが心身を成長させていくことが求められています。平成 25 年度版の警察白書によると、この 10 年間で児童の連れ去りや性犯罪などの事件は減少しています。しかし、子どもが被害者となる暴力事件、特に性犯罪は、被害者やその家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きく、未然防止に努めなければなりません。また、児童虐待についても研究が進み、乳幼児期の被害は心身の成長を大きく阻害することが明らかになっています。虐待や犯罪は、被害を受けた子どもに対して被害者支援の視点から心と体をケアすることは重要な課題です。また、子どもへの犯罪は人権侵害であり、子どもの人権保障の視点による安全対策が大切です。

平成 25 年度調査では、町の子育て環境への不満として「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」が上位にあげられています。保護者や子どもが安心して暮らせる安全なまちづくりが依然として求められています。

今後とも、児童生徒へは、自分自身で心と体を守るために、人権意識を高めるとともに、交通安全のルール、不審者への対応などの学習を推進します。また、周りの大人による見守りや地域に安全指導者を育成するなど多様な取り組みを進めていきます。

子どもの安全を徹底させるために、通学路などの歩道や車道について改善を進めていきます。さらに、通学途中の子どもの安全を図るために、地域ぐるみで情報を交換する体制整備、見通しが悪く暗い道などの安全点検、さらにボランティアによる防犯活動も充実していきます。犯罪が発生するなど子どもに危険が及ぶ可能性がある場合は、迅速に情報提供を行います。被害にあった子どもや家庭に対するケアや再発防止は、関係諸機関と連携しながら、支援や対策を講じていきます。

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備

事業番号	事業名	内容	担当課
91	公共施設等のバリアフリー化	小さな子ども連れ等が利用しやすいよう、公共施設等におけるバリアフリー化を進めます。	各施設所管課
92	通学路・歩道の整備	通学路や通学路以外の歩道の安全を点検し、歩道と車道の分離等道路の改善やガードレール等の安全設備の充実を進めるとともに、歩道や橋の整備にあたってはバリアフリー化に配慮します。	都市整備課
93	交通安全指導の実施	認可保育園、小学校等で、警察署と連携し、交通安全協会指導員による交通安全教室を開催します。学年始めや長期休業明けに教職員・PTAによる交通安全指導を実施します。また、児童通学保護員を通学路に配置し、通学時の安全確保を図ります。	生活環境課 学校教育課 子育て支援課
94	地域の指導者育成に向けた取り組みの促進	交通安全指導員等が安全指導に関する研修に参加するなど児童生徒の安全対策の推進に努めます。	生活環境課

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進

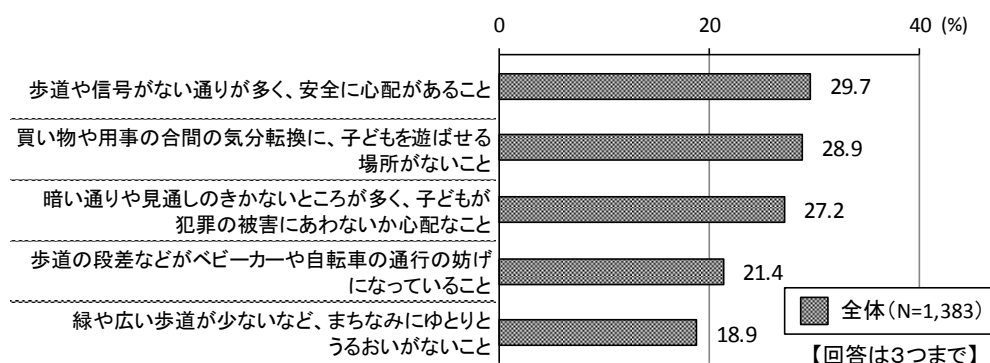
事業番号	事業名	内容	担当課
95	通学路の安全性の確保	学校付近や通学路の点検を定期的に行い、危険箇所を把握し指導を行います。また、各小学校区の危険箇所への児童通学保護員の配置や地域青少年指導委員による見回りの強化、毎月第2水曜日の児童一斉見守りの日の呼びかけ等、安全対策を推進します。	学校教育課 社会教育課
96	学校生活安全運動の推進	児童生徒を対象に「学校生活安全プログラム」を実施し、自分で犯罪や暴力から身を守ることを教えます。また、管理職員等による校内巡回を行い、安全確保に努めます。	学校教育課
97	防犯ボランティア活動の支援	「こども110番の家」の登録を促進し、子どもへの周知を徹底します。また、地域との連携による見守り隊の活動を支援します。	学校教育課 総務課
98	学校付近等におけるパトロール活動の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、地域青少年問題協議会やPTAの巡回パトロール等の実施に際して支援を行います。	社会教育課 総務課
99	子どもを犯罪等の被害から守るための連絡体制の整備	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関と連携し、情報交換を推進していきます。また、情報配信サービス「志免町学校安心ネット」への登録を推進し、即時に正確に一斉に保護者等へ児童生徒の安全に関わる情報等を配信できるシステムを維持します。	学校教育課 社会教育課

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

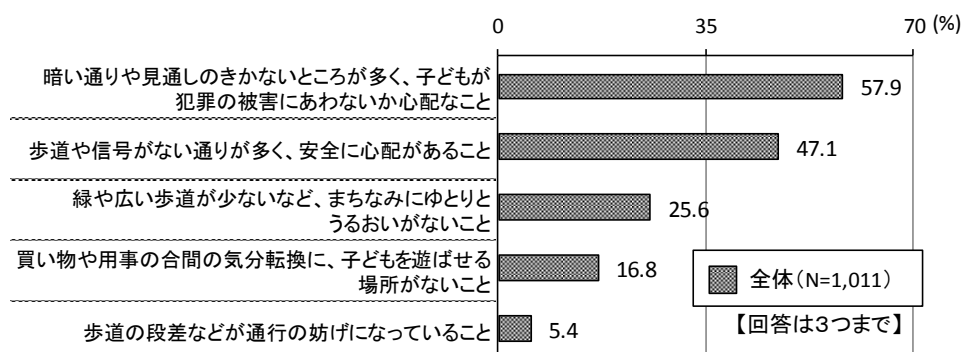
事業番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実(再掲)	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施(再掲)	心の教室や教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、母と子の心の相談、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課 地域交流課 健康課 福祉課 総務課

【参考データ】

■子どもとの外出の際に困ること《上位5項目》(就学前児童の保護者)



■子育て環境で不満なこと、困ること《上位5項目》(小学生の保護者)



■計画の成果指標

志免町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、進捗状況を点検・評価するために、計画全体の成果（アウトカム）指標と個別事業の進捗状況（アウトプット）を以下のとおり定めます。

①施策成果（アウトカム）指標

指標名	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
【保護者】 子育てに関して『不安や負担を感じない』割合	就学前児童 28.6% 小学校児童 33.2%	就学前児童 50% 小学校児童 60%
【保護者】 志免町の子育て環境や支援への満足度（5段階平均値）	就学前児童 2.7 小学校児童 2.7	就学前児童 3.7 小学校児童 3.7
【子ども】 まわりの大人や友だちから『大事にされている』と思う割合	小学生 81.6% 中高生世代 84.7%	小学生 95% 中高生世代 90%

資料: 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成 26 年 3 月)

注) 指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

②個別事業の成果指標

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	平成 27 年度 子どもの権利行動計画策定	未策定	平成 27 年度策定	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	子どもの権利条例の認知度	18 歳以上の住民 14% 中学生 30%	18 歳以上の住民 20% 中学生 35%	子育て支援課
34	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健康診査受診率	95%	100%	健康課
36	予防接種に関する正しい理解の促進	MR2期接種率	97%	98%	健康課
37	広域での地域医療体制の維持	救急・休日医療を受診した急病患者数(在宅外科患者数+二次救急患者数+休日診療所患者数)	1100 人	1200 人	健康課
39	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付時個別相談対応の割合	100%	100%	健康課

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)	担当課
40	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	食に関する学習教室開催数 食事の摂り方で参考になった参加者の割合	3回/年 100%	3回/年 100%	健康課
41	妊婦健康診査	補助券利用の平均回数	11.4 回	平均利用回数 12 回	健康課
50	栄養に関する学習機会の提供	「食育講座」に参加して食に対する意識が変わった人の割合	67%	80%	健康課
		「離乳食づくり教室」に参加してよかったと回答した人の割合	84%	90%	健康課
51	地域における食に関する学習機会の充実	地域教室での親子料理教室実施	14 地域 43%	18 地域 60%	健康課
53	相談者への支援体制の充実	子どもの権利相談室の認知度	就学前保護者 44% 小学生保護者 74% 中学生 68%	就学前保護者 50% 小学生保護者 80% 中学生 70%	子育て支援課 学校教育課 健康課
		子どもの権利救済制度の認知度	中学生 53%	中学生 60%	子育て支援課 学校教育課 健康課
88	計画段階からの子どもや子育て世代の参加促進	子どもに関連する施策における子ども意識調査実施	実施数 6件/7件 86%	100%	全課